平成２７年（フ）第８２８号
大阪府羽曳野市島泉９丁目８番16―203号、前住所大阪府羽曳野市島泉６丁目１番20号
破産者　小長　貴文
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
堺市西区堀上緑町３丁５番79―401号
破産者　吉田　明弘
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
堺市北区新金岡町２丁４番５―106号
破産者　関西オリエント産業こと　柳原　紀子
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1782番地６
破産者　平松　祐美
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５０５号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目５番９―302号
破産者　船本　哲生（旧姓齋藤）
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３１号
広島市中区江波南２丁目12番10―808号
破産者　服部　里美
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
山口県長門市西深川2782番地１、前住所山口県長門市三隅下1373番地３
破産者　岩田成一郎
１　決定年月日　平成28年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１２号
北海道足寄郡陸別町字陸別基線318番地１陸別町定住促進住宅Ａ棟202号室、破産手続開始決定時の住所北海道北見市美山町南６丁目28番地10
破産者　鈴木　文人（旧姓小野寺）
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
盛岡市西青山３丁目34番１号
破産者　沼田　　昭
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４６号
栃木県小山市大字小山88番地２　レオパレスＴＯＭＯⅡ202、従前の住所千葉県茂原市萩原町１丁目144番地（バディハイツ萩原１―Ｂ）
破産者　渡邉　法正
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１５７号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1014番地の34
破産者　大里　　旭
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５３号
横浜市緑区長津田２丁目38番１号　リバーハイツ103号
破産者　沼田　育江（旧姓阿部）
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２９号
横浜市南区二葉町２丁目19番地15　ステラコート横浜南907号
破産者　磯貝　順一
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３７号
横浜市港南区港南３丁目20番19号　プランドール室の木202
破産者　渡辺　史晃
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４８号
横浜市都筑区早渕３丁目４番24号　ブランリス203
破産者　長澤　昭芳
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
神奈川県平塚市榎木町３番27号　杉浦ビル102号、前住所神奈川県平塚市明石町８番３号
破産者　平田　秀子
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５８号
富山市西荒屋121―１　サンライズエアポート203号、住民票上の住所富山県氷見市柳田1052番地４
破産者　出口　大樹
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７１号
岐阜県羽島郡岐南町上印食５丁目139番地
破産者　箕浦　惠三
１　決定年月日　平成28年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所